
第3次

北秋田市食育推進計画

秋田県北秋田市

令和5年3月

第3次北秋田市食育推進計画 目次

第1章 食育推進計画の概要	1
1 計画の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 北秋田市の食をめぐる現状と課題	3
1 これまでの取組	
2 第2次計画目標数値の達成状況と課題	
第3章 食育推進の基本的な考え方	8
1 基本理念	
2 基本方針と基本目標	
第4章 ライフステージごとの取組	11
第5章 食育推進のための施策	14
《資料編》	
1 用語解説	18
2 食育基本法	19
3 北秋田市食育推進委員会設置要綱	26

第1章 推進計画の概要

1 計画の趣旨

市では平成24年3月に「北秋田市食育推進計画」を策定し、豊かな自然と伝統的な食文化に恵まれた本市の特性を活かした食育の推進に取り組んできました。

平成30年3月にはこの計画を見直し、これまでの現状・課題を踏まえ、「第2次北秋田市食育推進計画」を策定し、実践的な食育の取組を推進してきました。

しかし、ライフスタイルの多様化や、社会情勢の変化に伴って、食生活をめぐる環境は大きく変化しています。伝統的な食文化の衰退、栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加など様々な問題も生じています。また、新型コロナウイルス感染症の流行により、子どもたちを取り巻く食環境は大きく変化しています。

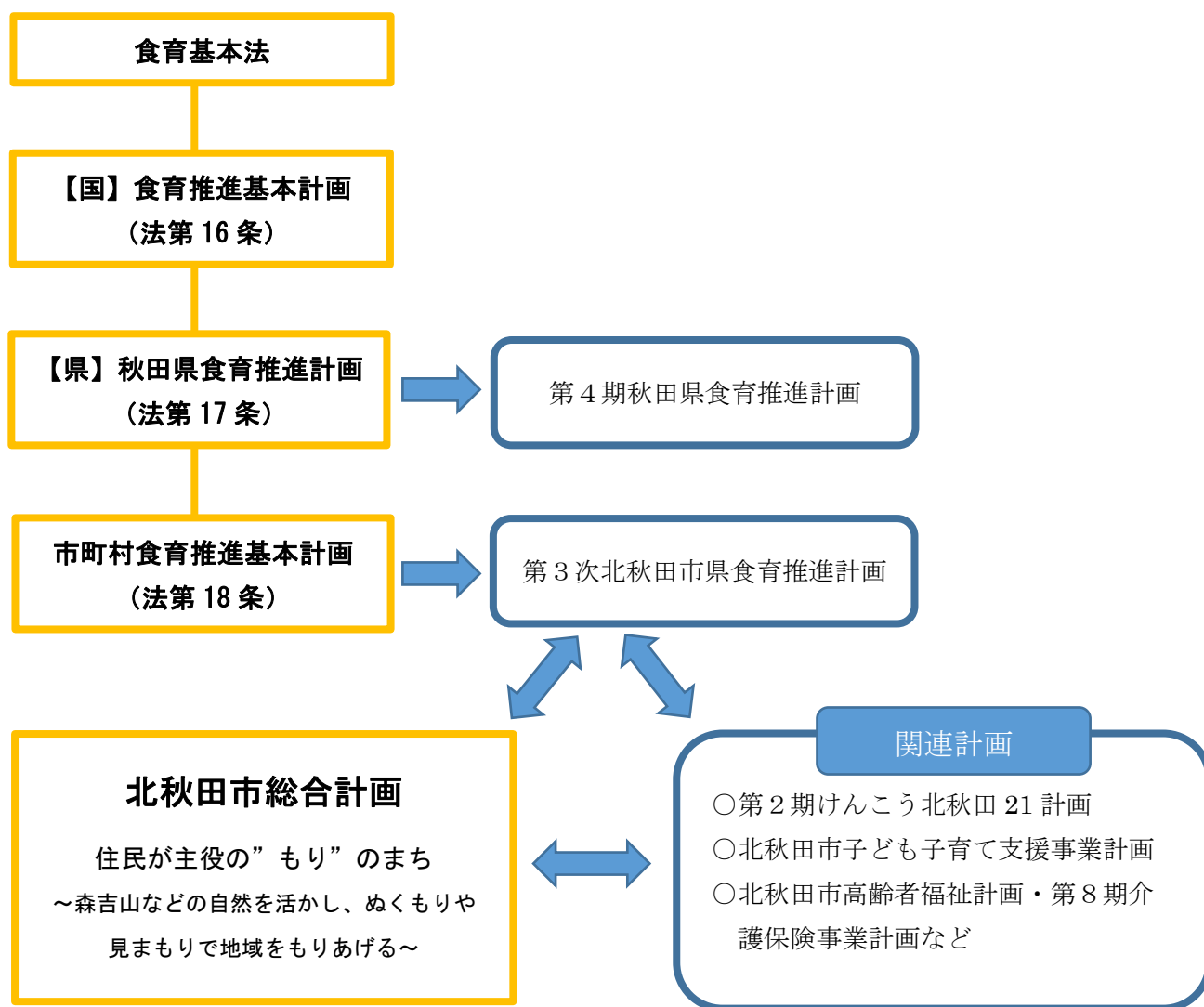
こうした現状やこれまでの取組の成果・課題を踏まえて、子どもから高齢者まで生涯を通じた食育を一層推進するとともに、自然に恵まれた北秋田市ならではの体験を通して、健やかな「心」と「からだ」を育むことを目的に「第3次北秋田市食育推進計画」を策定し、今後もさらに食育事業に取り組めます。



2 計画の位置づけ

本計画は「食育基本法」（平成17年7月施行）第18条に基づく市町村食育推進計画として位置づけられるものです。

上位計画である「北秋田市総合計画」をはじめとする各種計画や、国・県の食育関連計画との整合性を図りながら策定します。



3 計画の期間

この計画の実施期間は令和5年度から令和9年度までの5年間とします。
なお、情勢の変化が生じた場合には、必要に応じて適宜見直しを行います。

第2章 北秋田市の食をめぐる現状と課題

1 これまでの取組

第2次計画では、次の5つの基本理念をかかげて、食育の取組を推進しました。

- ・健康な心と身体をつくろう
- ・安心して安全な食について知り、考える力を身につけよう
- ・食に感謝する心を育もう
- ・地産地消をすすめよう
- ・食育を広げよう

〈第2次計画における主な取組〉

(健康福祉部医療健康課健康推進係)

- ・乳幼児健診や育児相談時に離乳食指導や、『早寝・早起き・朝ごはん』の普及啓発を行いました。
- ・『食育フェスタ』を開催し、健康のために大切な食について、啓発に努めました。
- ・小学生、高校生、働き世代、高齢者等を対象に、それぞれの年代に合わせた栄養・食生活改善に関する講座を実施しました。
- ・北秋田市食生活改善推進協議会の人材や組織の育成を支援しました。

(教育委員会給食センター)

- ・給食だよりを通じて、給食の内容について情報提供するとともに、食生活の大切さを家庭で学べるような話題の提供に努めました。
- ・毎月の食育の日を中心に「おいしい北秋田」の日を設定し、北秋田市産の食材をふんだんに使用した給食を提供しました。
- ・地元農家や企業の協力を得て、北秋田市と上小阿仁村の統一献立「K.K うめえ BEAR 給食」と題して地域の特産品を使用した郷土料理を提供し、この地域の食文化について理解を深めました。
- ・小学校新入生の保護者を対象に、給食試食会を開催し、学校給食の内容について説明するとともに、家庭での食育も重要であることを伝え、食生活全体のバランスについて理解を深めました。
- ・「もりもり週間」を設定し、児童の給食残量の調査を実施し、「好き嫌い」をせずに「バランスよく食べる」ことの啓発を行いました。

(健康福祉部福祉課こども福祉係)

- ・親子で参加できる食育教室を実施しました。
- ・各家庭の食事についてアンケート調査を行い、食に対する助言の参考としました。
- ・園児たち自身で育てた作物を使用した給食を提供しました。
- ・地元食材や郷土料理を食べる機会を設け、自分たちの住む地域への理解を深めました。
- ・園だよりを通して、給食の内容や食育の取組状況など、家庭との情報共有を図りました。

(教育委員会生涯学習課)

- ・冬の笑楽校 2023 において、参加小学生が地域の協力を得て調理された給食を食べて交流を深めました。

(産業部農林課農業振興係)

- ・小学生を対象に、田んぼアート田植え体験を実施し、農業に対する関心を高めました。
- ・生産者が学校を訪問して、給食の時間に農畜産物の講話を行い、生産者と消費者の交流を図りました。



2 第2次計画（平成30年度～令和4年度）目標数値の達成状況と課題

評価の判定

評価	判定
◎	目標値を達成しているもの
○	目標に向けて改善がみられたが、目標値には至らなかったもの
△	改善がみられなかったもの

■健康な心と身体をつくろう

指標	H28	H29	計画期間					目標 R4	評価
			H30	R1	R2	R3	R4		
肥満傾向にある人の割合（小学生）	10.6	10.5	10.7	11.4	—	13.6	調査中	9.0	△
肥満傾向にある人の割合（中学生）	11.0	9.7	10.3	10.3	—	10.3		9.0	△
朝食を毎日食べる人の割合（小学生）	91.5	93.6	90.9	94.1	—	96.4	87.5	100.0	○
朝食を毎日食べる人の割合（中学生）	90.2	84.5	86.1	80.6	—	87.6	83.0	100.0	△

1) 「児童生徒のライフスタイル調査」（市内小中学生分）より

※R2は、新型コロナウイルス感染症の影響により未調査のためデータなし

指標	H28	H29	計画期間					目標 R4	評価
			H30	R1	R2	R3	R4		
メタボリックシンドローム該当者の割合	28.2	27.7	30.0	32.2	34.2	35.5	調査中	20.0	△

2) 「H29年度市町村国保特定健康診査結果データ及び全国健康保険協会

秋田支部特定健康診査結果データ」より

3) H30～R3は「KDB『健診・医療・介護データからみる地域の健康課題』」より

〈現状と課題〉

肥満傾向にある小学生の割合は、平成 30 年度までは 10%前後で推移していましたが、令和元年度から増加しています。特に男児で高い割合が出ています。(R2 年度 16.2%、R3 年度 15.7%) 引き続き、家庭及び関係団体が連携し、生活習慣の見直しや改善を図る取組を継続する必要があります。中学生においては横ばいで推移しています。

朝食を毎日食べる人の割合は、小中学生で高めを維持していますが、目標値には達していません。また、どの年度においても、中学生が小学生より低い数値になっています。就寝時間が遅くなることや、朝食欠食することによる学習への影響について、引き続き啓発する必要があります。

メタボリックシンドローム該当者の割合は年々増加傾向で、目標値を大きく下回っており、生活習慣病予防の観点からも、青年期・壮年期を対象とした取組みが必要です。

■安心で安全な食について知り、考える力を身につけよう

指標	H28	H29	計 画 期 間					目標 R4	評価
			H30	R1	R2	R3	R4		
郷土料理や地場産物の活用を心がけている人の割合	80.0	66.7	48.5	68.2	40.0	69.6	62.5	90.0	△

4) 「食育に関するアンケート調査」より

〈現状と課題〉

子育て世代を対象に実施した「食育に関するアンケート」によると、どの年度も目標値には達していません。地元の新鮮な食材を味わうことは、生産者の顔が見えることで、安心して購入でき、食材に感謝する心が育ちます。ライフスタイルの変化により、地場産物を利用した伝統的な行事や食文化の伝承が途絶えることのないよう、継承する取組が必要です。

■地産地消をすすめよう

指標	H28	H29	計 画 期 間					目標 R4	評価
			H30	R1	R2	R3	R4		
学校給食における 地場農産物を使用 する割合(15品目)	22.7	17.5	14.7	17.6	23.5	25.4	調査中	25.0	◎

5)「学校給食物資使用調査表」より

〈現状と課題〉

生産者の顔が見えることから、児童生徒への安全・安心な給食提供ができています。課題としては、次の項目が挙げられます。

- ・給食に必要な量が揃わないことがある。
- ・地場農産物の種類が少ない。
- ・野菜の大きさや形が不揃いなため、給食センターでの負担が大きい。
- ・ある程度の納入規格を定めた場合、生産者から難色を示される。
- ・必ずしもコスト的に優れているものではない。

■食育を広げよう

指標	H28	H29	計 画 期 間					目標 R4	評価
			H30	R1	R2	R3	R4		
食育に関心を持つ ている人の割合	80.0	90.0	90.9	100.0	93.3	100.0	75.0	100.0	◎

6)「食育に関するアンケート調査」より

〈現状と課題〉

食育に関するアンケート調査は毎年実施しており、どの年度も食育に関心をもっている人は9割以上と、多くの人に関心を持っていることが分かりました。食育は生涯にわたる取り組みであることから、幅広い世代の市民に関心をもつことが必要です。

第3章 食育推進の基本的な考え方

1 基本理念

「食」は生きていく上での基本であり、「食育」は知育、徳育及び体育の基礎となるものです。

食育を通して、生涯にわたって健全な食生活を実践することにより、心身の健康増進と豊かな人間形成に結び付けるとともに、生活習慣病や高齢者における低栄養を予防することを目的に推進します。

また、食品の安全性や地産地消、農業体験活動を推進することで、食文化に対して感謝の心を育むまちを目指し食育を推進します。



2 基本方針と基本目標

行政および関係機関が共通理解のもと、次に掲げる基本方針に沿って進めます。

基本方針1 生涯を通じた食育の推進

食は、私たちの健康に密接に関係しています。近年、ライフスタイルの多様化や、新型コロナウイルス感染症による保育・教育機関での食環境に変化が強いられていますが、共食を通じたコミュニケーションを推進するとともに、食への感謝の気持ちを育てます。また、規則正しい食生活の形成に向けて、早寝早起きによる生活のリズムを整えることと朝食摂取の大切さについて理解を深める取組を推進します。

基本方針2 食を通じた健康づくりの推進

生活習慣病や低栄養の予防には、健康的な食生活の実践が必要です。幼少期からうす味に慣れて、ごはん食を中心としたバランスの良い食事の定着に向けた取り組みを推進します。

基本方針3 食品の安全・安心と食品ロス削減の推進

近年、世界各国の食べ物がいつでも購入し食べられる環境にありますが、安全な地元産を多く取り入れることで、流通コストの削減や輸送時に発生するCO₂の抑制に効果があります。また、本来食べられるのに捨ててしまう「食品ロス」も近年問題になっています。

基本方針4 地産地消と食文化継承の推進

北秋田市の豊かな自然のなかで育った安心・安全な地場産食材を使用し、生産者と消費者との交流促進を図り、農業の活性化につなげていくことが必要です。

学校給食において、季節の新鮮な地場産物に親しむことや、郷土料理の提供により、地域の食文化の継承を図ります。

基本目標（R5年度～R9年度）

1 生涯を通じた食育の推進

指標	現状（R4）	目標（R9）
（1）朝食を毎日食べる人の割合（小学生）	87.5	100.0
（2）朝食を毎日食べる人の割合（中学生）	83.0	100.0
（3）食育に関心を持っている人の割合	75.0	100.0

2 食を通じた健康づくりの推進

指標	現状（R4）	目標（R9）
（1）肥満傾向にある人の割合（小学生）	13.6（R3）	9.0
（2）肥満傾向にある人の割合（中学生）	10.3（R3）	9.0
（3）メタボリックシンドローム該当者の割合	35.5（R3）	20.0
（4）オーラルフレイル該当者の割合	32.0（R3）	25.0
（5）食生活改善推進員の会員数	76	100

※（4）（5）は新たな指標

（4）は後期高齢者健診「15の質問」より

3 食品の安全・安心と食品ロス削減の推進

指標	現状（R4）	目標（R9）
（1）市内で生産された農産物を購入する人の割合	82.0	90.0
（2）食事を残すことがよくある、ときどきある人の割合（小学生）	21.8	10.0
（3）食事を残すことがよくある、ときどきある人の割合（中学生）	19.8	10.0

※（1）～（3）は新たな指標

（1）は「市民意識調査」より、（2）、（3）は「児童生徒のライフスタイル調査」より

4 地産地消と食文化継承の推進

指標	現状（R4）	目標（R9）
（1）学校給食における地場農産物を使用する割合（15品目）	25.4（R3）	30.0
（2）郷土料理や地場産物の活用を心がけている人の割合（子育て世代）	62.5	90.0

第4章 ライフステージごとの取組

ライフステージを6つの区分にわけ、各ステージに応じた食育の目標を示し、実践につなげます。

① 妊娠期

バランスのとれた食事摂取で、母子ともに健康に過ごせるよう心がけます。

母体にいろいろな変化が起こり、体調の変動が起こりやすい時期です。

妊婦健康診査においては貧血などの所見がみられます。低体重の赤ちゃんの増加を防ぐためにも、健診を活用して母体の変化を確認します。バランスのよい食生活や生活習慣の見直しを行い、母子ともに健康に過ごします。

- 主食・主菜・副菜のバランスのとれた食事をしましょう。
- 食事でカルシウムや鉄分、葉酸などのビタミンを取りましょう。
- 妊娠の維持、胎児発育を得るための適切な体重増加について知り、極端な食事制限がないようにしましょう。

② 乳幼児期（0歳から6歳）

生活リズムを整え、望ましい食習慣の基礎をつくります。

乳幼児期は、身体の発達や味覚などの感覚機能、口腔内の健康や人格形成にとって重要な時期です。また、保護者の考え方や生活スタイルが大きく影響する時期です。

共食と朝食を習慣づけるとともに、健康な食習慣を身につけ、心身の成長に結びつけることが重要です。

また、農業や料理の体験、行事食を通して、食への関心や感謝する心を育むことも必要です。

- 早寝・早起きをして、朝ごはんを食べましょう。
- 家族と一緒に楽しく食事をして、健全な心と身体をつくりましょう。
- 農業体験や手作りの体験を通して、感謝する気持ちを持ち、好き嫌いを減らしましょう。

③ 学童期・思春期（7歳から18歳）

望ましい食習慣の定着と、自ら選択する力を育てます。

生活リズムと食習慣が定着する時期です。早寝・早起き・朝ごはんを基本に、バランスのよい食習慣を身につけて、健全な身体づくりにつなげることが大切です。

また、その習慣は保護者に依存している時期であるため、給食だより等を通じて情報を発信し、子どもたちを取り巻く食環境の改善が必要です。

思春期は、生活リズムも多様化する時期です。偏った食事が体に悪いことを知り、塩分・脂質の取り過ぎに注意し、極端な食事制限によるダイエットをすることがないように、正しい食習慣の知識を習得しましょう。

- 早寝・早起きをして、朝ごはんを食べましょう。
- 家族と一緒に楽しく食事をして、健全な心と身体をつくりましょう。
- 農業体験や手作りの体験を通して、感謝する気持ちを持ち、好き嫌いを減らしましょう。
- 偏った食生活が将来の健康に影響を与えることを知り、自ら正しい食習慣を選択できるようにしましょう。

④ 青年期（19歳から39歳）

身体の発育が終わり体格が完成します。正しい食生活で健康づくりをしましょう。

就職や結婚、妊娠出産、子育てなど、生活環境が大きく変化し、それによって生活リズムも不規則になりがちです。健康づくりに時間を割くことができない世代なので、健康診断や保健指導の機会を通じて、普段の食生活を見直すことが大切です。

- 1日3回の食事、十分な睡眠など規則正しい生活習慣を身につけましょう。
- 栄養のバランスの重要性を理解し、減塩・肥満予防を心がけましょう。

⑤ 壮年期（40歳から64歳）

身体機能の低下とともに健康が気になり始めます。食生活を見直しましょう。

生活習慣病や食生活が原因となる疾病に対応するために、定期的に健診を受けたり、かかりつけ医をもつなど一人ひとりが自分の健康状態に関心を持ちましょう。

現在の食習慣を見直し、望ましい食生活の確立を推進します。高齢期にそなえ、うす味や、良好な食事バランスを習慣づけ、健康寿命を延ばすための基礎をつくりましょう。

- 1日3回の食事、十分な睡眠など規則正しい生活習慣を身につけましょう。
- 栄養のバランスの重要性を理解し、減塩・肥満予防を心がけましょう。
- うす味とバランスのとれた食事を習慣づけましょう。

⑥ 高齢期（65歳以上）

心身ともに個人差が大きくなる年代です。地域・社会との交流を図り、食を通じた健康づくりによる疾病予防・介護予防を心がけます。

高齢期になると、消化機能や生理機能が低下する等の身体変化に伴い、食事量の減少や偏食により栄養不足になりがちです。食を通してはつらつと健康的で豊かな生活の実現するためにも、栄養バランスを考えた食事と運動などによる健康な身体づくりを実践します。

- 3食バランスよく食べて、栄養不足に気をつけましょう。
- 調理法や味付けを工夫し、食べやすい食事にしましょう。
- 栄養に関する教室に参加し、知識を習得しましょう。

第5章 食育推進のための施策

市民一人ひとりの食育を推進するため、家庭をはじめ、関係機関がそれぞれの分野で連携を図りながら取り組み実践につなげます。

1 家庭における食育の推進

家庭は、基本的な食生活習慣を育み身につける食育の最も基本となる場です。

栄養バランスのとれた食事や、家族みんなで楽しく食事をとる共食、食事マナーなどを身につけ豊かな人間性を育み、健全な食生活を日常生活の中で実践できるよう食育を推進します。

- 「早寝・早起き・朝ごはん」を実践し、習慣化します
- 家族や友人と一緒に食事を楽しみます
- 減塩や野菜摂取など栄養バランスに気をつけた食事づくりを心がけます
- 「いただきます」・「ごちそうさま」のあいさつなど食事マナーや感謝の心を育む食事を実践します
- 地元産・秋田県産を中心に、季節の食材を食事に取り入れます
- 地域の食に関する行事に参加し、郷土料理や行事食など、家族や仲間と体験します

2 幼稚園・保育所、学校等における食育の推進

成長期の子どもたちが多くの時間を過ごす場であり、望ましい食習慣の基礎づくりに重要な役割をもつ施設です。毎日の給食や学習時間などを通し、子ども達が自ら食に関心をもち、楽しみながら知識やマナーを身につけ実践できるよう発達段階に応じた取り組みを行い、家庭や地域と連携して食育を推進します。

- みんなで一緒に楽しく食べることを体験することで、食への関心を育てます
- 給食や様々な学習を通して、食に関する知識やマナーを身につける機会をつくれます
- 地場農産物を中心に旬な食材を利用した給食を提供します
- セレクト給食（※）、郷土料理をとりいれます（※献立の一部を自分自身で選択する給食形態のこと）
- 農業体験や調理実習の機会をつくれます
- 園だよりや給食だよりを通して、保護者や家庭との連携、情報提供等により食育の普及啓発を行います

3 地域における食育の推進

ライフステージに応じた食育を継続的に行うため、地域団体や家庭、学校、行政等が連携し、食生活の改善や世代間交流による食文化の伝承に向け普及啓発活動を推進します。

栄養バランスをはじめとした、栄養・食生活に関する知識を身につけ日常生活で実践できるよう、食に関する様々な情報を発信していきます。

- 生産者が農業体験の場を提供し、消費者と交流を図ります
- 農産物直売所等で安全・安心な食材を提供し、食の安全に関する正しい情報を提示します
- 伝統行事やイベントを通じ、郷土料理について学ぶ機会づくりに取り組みます
- 公民館等において料理教室等を開催します
- 子育てサークル等の交流の場で、食に関する情報交換や体験の機会をつくります

4 行政機関における食育の推進

食育推進の基本となる計画の策定、推進体制の整備を行い、関係団体と協同して様々な場面で食育を推進するための施策を展開していきます。

- 市民や食育関係団体による自主的な取組を支援します
- 乳幼児健診や育児相談時に離乳食指導等の栄養指導を行います
- 健康教室や介護予防教室による栄養指導を強化します
- 食育ボランティアや北秋田市食生活改善推進協議会等の人材や組織の育成を支援します
- 国や県、他市町村と連携・協力しながら食育活動の充実を図ります

(庁内の主な取組)

事業名	対象	取組内容	実施課名
マタニティ教室 クッキングコース	妊婦と夫	妊娠中の必要な栄養素についての指導を行い、魚の3枚おろしを中心とした調理実習を実施。妊娠中から出産後も健康面に配慮した食生活ができるよう助言する。	健康福祉部 医療健康課 健康推進係
離乳食指導・栄養相談	4か月児健康診査	離乳食の開始時期、進め方、調理方法、食物アレルギーに関する指導を行う。ハチミツ摂取による乳児ポツリヌス症の注意喚起を行う。	
	7か月児育児相談	生活リズムの定着、離乳食の回数・固さ・食材の選択について指導を実施する。	
	10か月児健康診査	離乳食の回数・固さ・食材の選択について指導。摂取量、体重の増え方、歯の萌出に合わせた個別指導を行う。「手づかみ食べ」「共食」の大切さについて指導する。	
	1歳児親子ふれあい教室	噛むことの大切さ、おやつ・水分の選び方について指導する。	
	1歳6か月児健康診査	「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣づけと、食事バランスの指導をする。	
	2歳児歯科健康診査	虫歯予防のためのおやつ選び方や与え方の指導をする。	
食育キッズ	未入园児と保護者	未就学児の親子を対象に、クッキング、収穫などの体験を実施する。	
食育ジュニア	小学1年生	小学1年生を対象に、野菜に関する学習、クッキング、共食を体験する。	
保育園歯科口腔指導	園児と保護者	6月4日から10日の「歯と口の健康週間」に合わせ、虫歯予防に関するおたよりを配布する。	
特定保健指導	特定保健指導対象者	病態別に栄養指導と調理実習を実施。生活習慣病の発症や重症化を予防するため保健指導を行う。	
はつらつ栄養教室	高齢男性（一人暮らし・高齢者世帯の方を優先）	栄養指導と食事の自立を目的に調理実習を行う。あわせて、フレイル予防を目的に軽運動やレクリエーションも行う。	
食育フェスタ	市民	毎年、食にまつわるテーマを基に講演会を実施。講演内容により試食提供を行う。	

事業名	対象	取組内容	実施課名
北秋田市食生活改善推進協議会	高校3年生	将来、生活習慣病にならないための食事の注意点や、朝食摂取、BMI など、若いうちからの健康づくりを目的に講話を行う。	健康福祉部医療健康課健康推進係
	働き世代	事業所等を訪問し、健康づくり教室を実施。塩分の摂りすぎや野菜摂取を中心に、生活習慣病予防の食生活について講話を行う。	
	高齢者	フレイル予防についての食事について講話する。試食と教材を配布し、孤食・閉じこもり防止の啓発、社会参加を促す。	
	会員	地域での普及を目的に、「骨粗しょう症予防」、「介護食」、「野菜摂取と減塩」などのテーマで自主学習を実施。	
給食提供における地元農家との調整	地元農家	食材供給側である地元農家の要望に対する検討を行い、地元農産物の利用拡大を図る。	教育委員会 給食センター
学校での食育	小中学生	・農業体験や調理体験を実施し、食に感謝する気持ちを育てる。 ・旬の新鮮な食材や地場産農作物を活用した給食を提供する。 ・セレクト給食、郷土料理などを取り入れる。 ・保護者に対する食に関する講習会を行う。 ・給食だよりを通して、給食内容や食に関する指導内容等の情報を家庭につなげる。	健康福祉部こども課 こども応援係
保育園・認定こども園での食育	園児	・旬の新鮮な食材や地場産農作物を活用した給食を提供する。 ・セレクト給食、郷土料理などを取り入れる。 ・保護者に対する食に関する講習会を行う。 ・給食だよりを通して、給食内容や食に関する指導内容等の情報を家庭につなげる。	健康福祉部こども課 こども応援係
冬の笑学校	小学生	冬休み中の小学生を対象に、地域住民等を講師に招き、授業形式で普段学ぶことが少ない分野を学びながら交流を深める。	教育委員会 生涯学習課
家庭教育講座	園児・小学生の保護者	保護者を対象とし、子ども達が食への興味・関心を高め、楽しく食事ができるようにするにはどうしたらよいか講義形式でポイントを伝える。	教育委員会 生涯学習課
北秋田市産業祭	市民	農産物品評会、農産物直売を通じて、地場農産物をPRする。	産業部農林課
生産者と消費者の交流	園児・小中学生	JAと協力して保育園、学校等で農業体験の講師を派遣するなど、キャリア教育を通じて生産者と消費者の交流を図る。	産業部農林課

○用語解説

◆ 食育の日

食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るための機会として毎月19日に定められている。

◆ 食生活改善推進員

市で実施する養成講座を受講修了した方で「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、食生活改善の実践活動をする市民ボランティアのこと。愛称は「ヘルスマイト」。北秋田市では、旧4町にて活動してきた各協議会が合併し、北秋田市食生活改善推進協議会として活動している。

◆ 地場農産物の学校給食使用率

学校給食で使用する野菜のうち、くじゃがいも、にんじん、ほうれん草、ピーマン、長ねぎ、キャベツ、玉ねぎ、ごぼう、きゅうり、大根、白菜、トマト、生しいたけ、アスパラガス、小松菜の市内産15品目の使用する割合のこと。

◆ 地産地消

地域で生産された農産物をその地域で消費すること。

◆ メタボリック・シンドローム

内臓脂肪が蓄積することによって、血圧や血糖が高くなったり、血中の脂肪異常を起こしたりして、心筋梗塞や脳卒中などが起こりやすくなる状態のこと。血中の脂肪異常とは、総コレステロール、LDL（悪玉）コレステロールや中性脂肪が高い、またはHDL（善玉）コレステロールが低いことをいう。

◆ オーラルフレイル

身体の衰え（フレイル）の一つで、口腔機能の軽微な低下や食の偏りをいう。健康と機能障害の中間にあり、可逆的であるのが特徴。早めに気づき適切な対応をすることで健康に近づく。

○食育基本法（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

最終改正：平成二十一年六月五日法律第四十九号

目次

前文

- 第一章 総則（第一条－第十五条）
- 第二章 食育推進基本計画等（第十六条－第十八条）
- 第三章 基本的施策（第十九条－第二十五条）
- 第四章 食育推進会議等（第二十六条－第三十三条）
- 附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要である。

今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものを位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。

もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。

国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の瘦（そう）身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾（はん）濫する中で、人々は食生活の改善の面からも、「食」の安全確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。

また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚の文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」について信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられ

ている課題である。

さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるように配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨とし、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統ある優れた食文化、地域の特性を活かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農産漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう務めるものとする。

1 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議がおかれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を構ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力がある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの職に関する理解の促進、過度の瘦(そう)身または肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う職員の推進のための活動への支援等が必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者総合間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当っては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携強化を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給

食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び掌握事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務を司る。

- 一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十八号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの（次号において「食育担当大臣」という。）
- 二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十一年六月五日法律第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。

理由

近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○北秋田市食育推進委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 家庭や子供たちへの食育の充実、地産地消の推進、地域の食文化伝承など市民の豊かな食生活を実現するために、食育活動の推進について関係課等が連携して取り組む場として、北秋田市食育推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は次に掲げる事項を協議し、食育の推進について各関連政策分野の連絡調整を行う。

- (1) 家庭での正しい食生活習慣の推進に関すること。
- (2) 子どもたちへの食育の推進に関すること。
- (3) 地域の食文化の伝承に関すること。
- (4) 地産地消の推進に関すること。
- (5) その他、食育の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる所属にある者を充て、市長が委嘱する。

- 2 委員会には委員長を置き、健康福祉部長をもって充てる。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は委員長が座長として会議を総理する。
- 3 やむを得ない理由により、会議に出席できない委員は、その指名する者を代理人として出席させることができる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は健康福祉部医療健康課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。

この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

	所 属 名	職 名	備 考
1	北秋田市教育委員会	教育次長	
2	北秋田市教育委員会	総務課長	
3	北秋田市教育委員会	生涯学習課長	
4	北秋田市産業部	部長	
5	北秋田市産業部	農林課長	
6	北秋田市健康福祉部	部長	委員長
7	北秋田市健康福祉部	こども課長	
8	北秋田市健康福祉部	医療健康課長	

○参考資料

「第4次食育推進基本計画」

「第4期秋田県食育推進計画」

「第2期けんこう北秋田21計画」

第3次北秋田市食育推進計画

【令和5年度～令和9年度】

編集・発行：北秋田市食育推進委員会

（事務局）北秋田市健康福祉部医療健康課

〒018-3315 北秋田市宮前町9-69

TEL0186-62-6666